

24生産第1549号
24林政経第179号
平成24年8月30日

関係団体の長（別記1、2及び3） 殿

農林水産省生産局農産部園芸作物課長
林野庁林政部経営課長
林野庁林政部木材産業課長

「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」の一部改正
について

「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」（平成23年10月6日
付け23生産第4743号、23林政経第213号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野
庁林政部経営課長、同部木材産業課長連名通知）を、別紙新旧対照表のとおり改正す
ることとしましたので通知します。

なお、この改正は平成24年9月1日から施行することとします。

本件問い合わせ先
林野庁経営課特用林産対策室
特用林産企画班
代表 03-3502-8111（内線6086）
ダイヤル 03-3502-8059

きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について（平成23年10月6日付け23生産第4743号、23林政経第213号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、同部木材産業課長連名通知）の一部改正新旧対照表

改正後	現行
(前文略)	(前文略)
1・2 (略)	1・2 (略)
3 きのこ原木及びびほだ木の経過措置 2にかかわらず、50ペクレル／kgを超え100ペクレル／kg以下のきのこ原木及びびほだ木（以下「経過措置対象原木等」という。）については、次の条件を満たす場合に限り引き続き使用できるものとする。この場合、引き続き使用する場所は、当該経過措置対象原木等が、平成24年8月31日時点で所在していた都道府県内に限るものとする。 ① 経過措置対象原木等から発生するきのこが50ペクレル／kg以下になるように管理されること ② 経過措置対象原木等を使用するきのこ生産者が所在する都道府県が、当該経過措置対象原木等から発生したきのこの放射性物質検査を確実にを行い、当該きのこが食品の基準値を超えないことを出荷開始前に確認する体制を構築すること また、平成24年9月1日以降に製造された50ペクレル／kgを超え100ペクレル／kg以下のきのこ原木及びびほだ木についても、経過措置対象原木等を含み、本措置の対象とし、引き続き使用する場所は、当該きのこ原木及びびほだ木の原料である立木が、平成24年8月31日時点で所在していた都道府県内に限るものとする。 なお、本措置の対象となる経過措置対象原木等は、「『きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法』の制定について」（平成23年10月31日付け23生産第4952号、23林政経第229号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）において検査対象とするものであつて、検査の結果が50ペクレル／kgを超え100ペクレル／kg以下であつたきのこの原木及びびほだ木とする。 本措置を円滑かつ適切に運用するため、都道府県は、次の(1)により関係者に対する指導を行い、(2)により必要な対応を行	3 平成23年10月6日設定の当面の指標値（以下「前指標値」という。）によるきのこ原木及びびほだ木の経過措置 2にかかわらず、前指標値（150ペクレル／kg）以下のきのこ原木及びびほだ木であつて、50ペクレル／kgを超えるもの（以下「経過措置対象原木等」という。）については、経過措置対象原木等を使用するきのこ生産者が所在する都道府県が、当該経過措置対象原木等から発生したきのこの放射性物質検査を確実にを行い、当該きのこが食品の基準値を超えないことを出荷開始前に確認する体制を構築することとして、引き続き使用できるものとする。この場合、引き続き使用する場所は、当該経過措置対象原木等が、平成24年3月31日時点で所在していた都道府県内に限るものとする。 また、平成24年4月1日以降に製造された50ペクレル／kgを超え150ペクレル／kg以下のきのこ原木及びびほだ木についても、経過措置対象原木等を含み、本措置の対象とし、引き続き使用する場所は、当該きのこ原木及びびほだ木の原料である立木が、平成24年3月31日時点で所在していた都道府県内に限るものとする。 なお、本措置の対象となる経過措置対象原木等は、「『きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法』の制定について」（平成23年10月31日付け23生産第4952号、23林政経第229号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）において検査対象とするものであつて、検査の結果が50ペクレル／kgを超え150ペクレル／kg以下であつたきのこの原木及びびほだ木とする。 本措置を円滑かつ適切に運用するため、都道府県は、次の(1)により関係者に対する指導を行い、(2)により必要な対応を行

うものとする。

(1) 関係者に対する指導

(ア) 経過措置対象原木等について、平成24年8月31日時点に降
における所有の生産者が、また、平成24年9月1日以降
購入・譲受、販売・譲渡の意向及び継続使用の有無、無
を、所在する都道府県に報告すること。
(イ) 経過措置対象原木等から発生する放射性物質検査を受けるこ
レ／k以下となるよう管理すること。
前に、所在する都道府県による放射性物質検査を受けるこ

(ウ) 経過措置対象原木等を販売・譲渡する場合は、相手方に
、当該経過措置対象原木等に関する放射性セシウム濃度の検査結果
のほか生産状況等に関する情報を適切に提供すること。

(エ) 経過措置対象原木等を所有し、平成24年9月1日以降、場
継続使用又は販売・譲渡をせず、他の用途にも供さない場
合は、確実に廃棄すること。

イ この原木又はほだ木の製造業者向け指導

(ア) 経過措置対象原木等について、平成24年8月31日時点に
おける所有の有無を、また、平成24年9月1日以降におけ
る、製造業者が所在する都道府県内での製造・購入・譲受、
販売・譲渡の意向の有無を、所在する都道府県に報告する
こと。

(イ) 経過措置対象原木等を販売・譲渡する場合は、相手方に
当該経過措置対象原木等に関する放射性セシウム濃度の検査結果
のほか生産状況等に関する情報を適切に提供すること。

(ウ) 経過措置対象原木等を所有し、平成24年9月1日以降、廃
販売・譲渡をせず、他の用途にも供さない場合は、確実に廃
棄すること。

ウ この原木又はほだ木の販売業者向け指導

(ア) 経過措置対象原木等について、平成24年8月31日時点に
おける所有の有無を、また、平成24年9月1日以降におけ
る、販売業者が所在する都道府県内での購入・譲受、販売
・譲渡の意向の有無を、所在する都道府県に報告すること。

(イ) 経過措置対象原木等を販売・譲渡する場合は、相手方に
当該経過措置対象原木等に関する放射性セシウム濃度の検査結果
のほか生産状況等に関する情報を適切に提供すること。

(ウ) 経過措置対象原木等を所有し、平成24年9月1日以降、廃
販売・譲渡をせず、他の用途にも供さない場合は、確実に廃

うものとする。

(1) 関係者に対する指導

(ア) 経過措置対象原木等について、平成24年3月31日時点に降
における所有の生産者が、また、平成24年4月1日以降
購入・譲受、販売・譲渡の意向及び継続使用の有無、無
を、所在する都道府県に報告すること。
(イ) 経過措置対象原木等から発生する放射性物質検査を受けるこ
前に、所在する都道府県による放射性物質検査を受けるこ

(ウ) 経過措置対象原木等を販売・譲渡する場合は、相手方に
当該経過措置対象原木等に関する放射性セシウム濃度の検査結果
のほか生産状況等に関する情報を適切に提供すること。

(エ) 経過措置対象原木等を所有し、平成24年4月1日以降、場
継続使用又は販売・譲渡をせず、他の用途にも供さない場
合は、確実に廃棄すること。

イ この原木又はほだ木の製造業者向け指導

(ア) 経過措置対象原木等について、平成24年3月31日時点に
おける所有の有無を、また、平成24年4月1日以降におけ
る、製造業者が所在する都道府県内での製造・購入・譲受、
販売・譲渡の意向の有無を、所在する都道府県に報告する
こと。

(イ) 経過措置対象原木等を販売・譲渡する場合は、相手方に
当該経過措置対象原木等に関する放射性セシウム濃度の検査結果
のほか生産状況等に関する情報を適切に提供すること。

(ウ) 経過措置対象原木等を所有し、平成24年4月1日以降、廃
販売・譲渡をせず、他の用途にも供さない場合は、確実に廃
棄すること。

ウ この原木又はほだ木の販売業者向け指導

(ア) 経過措置対象原木等について、平成24年3月31日時点に
おける所有の有無を、また、平成24年4月1日以降におけ
る、販売業者が所在する都道府県内での購入・譲受、販売
・譲渡の意向の有無を、所在する都道府県に報告すること。

(イ) 経過措置対象原木等を販売・譲渡する場合は、相手方に
当該経過措置対象原木等に関する放射性セシウム濃度の検査結果
のほか生産状況等に関する情報を適切に提供すること。

(ウ) 経過措置対象原木等を所有し、平成24年4月1日以降、廃
販売・譲渡をせず、他の用途にも供さない場合は、確実に廃

棄するこの対応
(2) 都道府県の対応

ア 使用・生産状況把握

(ア) 経過措置対象原木等について、平成24年8月31日時点に於ける所有の無、また、平成24年9月1日以降に購入・譲受、販売・譲渡者が所在する都道府県内での製造、購入・譲受、販売・譲渡の意向及び継続使用の有無について、経過措置対象原木等を引き続き使用するきこの生産者を把握する。

(イ) 経過措置対象原木等について、平成24年8月31日時点に於ける所有の無、また、平成24年9月1日以降における製造業者及び販売業者が所在する都道府県内での製造、購入・譲受、販売・譲渡の意向及び継続使用の有無について、経過措置対象原木等を引き続き使用するきこの生産者ごと

(ウ) 経過措置対象原木等を引き続き使用するきこの生産者ごと、その収穫時期及び当該経過措置対象原木等から発生するきこの割合が50ベクレル/kg以下となるような管理の状況を把握する。

イ この放射性物質の検査

経過措置対象原木等を引き続き使用するきこの生産者の当該経過措置対象原木等から発生するきこのついて、出荷開始前に放射性物質検査を実施する。

ウ 継続使用しない経過措置対象原木等の処分
経過措置対象原木等を所有し、平成24年9月1日以降、継続使用又は販売・譲渡をせず、他の用途にも供さないきこの生産者、製造業者及び販売業者に対し、当該経過措置対象原木等の廃棄を要請する。

4 (略)

5 従前の経過措置対象原木等の取扱い

本通知による改正前の通知(以下「旧通知」という。)の記の3の経過措置対象原木等のうち、平成24年4月1日以降8月31日までの間引き続き使用することを都道府県が旧通知の記の3の(2)に基づき把握していたきこの生産者の所有する当該経過措置対象原木等の取扱いについては、3にかかわらず、平成24年11月30日までの間に限り、なお従前の例によることができる。

棄するこの対応
(2) 都道府県の対応

ア 使用・生産状況把握

(ア) 経過措置対象原木等について、平成24年3月31日時点に於ける所有の無、また、平成24年4月1日以降に購入・譲受、販売・譲渡者が所在する都道府県内での製造、購入・譲受、販売・譲渡の意向及び継続使用の有無について、経過措置対象原木等を引き続き使用するきこの生産者を把握する。

(イ) 経過措置対象原木等について、平成24年3月31日時点に於ける所有の無、また、平成24年4月1日以降における製造業者及び販売業者が所在する都道府県内での製造、購入・譲受、販売・譲渡の意向及び継続使用の有無について、経過措置対象原木等を引き続き使用するきこの生産者ごと

(ウ) 経過措置対象原木等を引き続き使用するきこの生産者ごと、その収穫時期を把握する。

イ この放射性物質の検査

経過措置対象原木等を引き続き使用するきこの生産者の当該経過措置対象原木等から発生するきこのついて、出荷開始前に放射性物質検査を実施する。

ウ 継続使用しない経過措置対象原木等の処分
経過措置対象原木等を所有し、平成24年4月1日以降、継続使用又は販売・譲渡をせず、他の用途にも供さないきこの生産者、製造業者及び販売業者に対し、当該経過措置対象原木等の廃棄を要請する。

4 (略)

(新設)

(別記1)(関係団体の長)

全国米穀販売事業共済協同組合理事長

全国米穀工業協同組合理事長

公益社団法人日本炊飯協会会長

全国米菓工業組合理事長

一般社団法人日本精米工業会会長

社団法人全国包装米飯協会会長

全国穀類工業協同組合理事長

日本米穀小売商業組合連合会理事長

一般社団法人日本発芽玄米協会会長

ビーフン協会会長

全国餅工業協同組合理事長

社団法人日本米穀小売振興会会長

社団法人日本農業機械工業会会長

日本酒造組合中央会会長

社団法人米穀安定供給確保支援機構理事長

全国主食集荷協同組合連合会会長

社団法人日本農業機械化協会会長

(別記2)(関係団体の長)

製粉協会会長

協同組合全国製粉協議会会長

全国精麦工業協同組合連合会会長

(別記3) (関係団体の長)

日本特用林産振興会会長

全国農業協同組合連合会代表理事理事長

日本椎茸農業協同組合連合会会長理事

全国森林組合連合会代表理事会長

全国食用きのこ種菌協会会長

財団法人日本きのこセンター理事長

一般財団法人日本きのこ研究所理事長

日本産・原木乾しいたけをすすめる会会長

東日本原木しいたけ協議会会長

社団法人全国木材組合連合会会長

全国木材チップ工業連合会会長

全国素材生産業協同組合連合会会長